

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和8年3月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500373号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500059号

第1 結論

平成23年5月1日から平成24年11月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

平成23年12月12日及び平成24年3月1日について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成2年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年5月1日から平成24年11月1日まで

② 平成23年12月12日

③ 平成24年3月1日

請求期間①について、国の記録では国民年金の第3号被保険者となっているが、私は、A社に平成22年に正社員として入社後、1日8時間、1か月22日の勤務状況を変えずに勤務し、提出した資料のとおり、給与から厚生年金保険料が控除されていた。また、同社は父が事業主であったが、私は、役員及び社会保険担当の事務職ではなく、結婚はしていたが、夫の被扶養者となっていることを知らなかった。

請求期間②及び③については、賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間①、②及び③について、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が必要とされているところ、A社の破産管財人から提出された未払賃金の立替払請求書及び同人の回答により、請求者は、請求期間①、②及び③(以下「請求期間」という。)において、同社に在籍していたことが認められる。

また、請求者は、請求期間当時の資料を所持していないが、A社の役員であっ

た請求者の母親（以下「元役員」という。）が同社の給与計算を委託していた税理士（以下「税理士」という。）から入手したとして、請求期間に係る源泉徴収簿兼賃金台帳、給与所得の源泉徴収票及び給与明細書（以下「請求者提出資料」という。）を提出している。当該資料によると、請求期間において、請求者に給与又は賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されている記載内容となっていることが確認できる。

一方、課税庁から提出された給与支払報告書、A社から社会保険関係の届出を受託していたとする社会保険労務士（以下「社会保険労務士」という。）から提出された確定保険料算定基礎集計表及び日本年金機構から提出された給与データによると、請求者の請求期間に係る給与又は賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、上述の請求者提出資料の記載内容と大きく相違する記載内容となっていることから、請求者の当該期間に係る給与又は賞与の支払及び厚生年金保険料控除の事実を確認又は推認できない。

また、日本年金機構が保管する請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）に記載されている資格喪失年月日（平成23年5月1日）及び厚生年金保険被保険者資格取得届に記載されている資格取得年月日（平成24年11月1日）は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、社会保険労務士から提出された請求者の被保険者台帳に記載されている請求期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、請求者は、平成23年5月1日に国民年金第3号被保険者資格を取得し、請求期間において国民年金の第3号被保険者であったことが確認できる。ところ、請求期間当時の配偶者（以下「配偶者」という。）のA社における厚生年金保険被保険者資格取得届と同時に提出された、請求者の国民年金第3号被保険者資格取得届は、資格取得日を平成23年5月1日として、請求者の記名及び押印があることが確認できる。

また、請求者は、請求期間において、請求期間前と勤務形態を変えることなく、1日8時間、1か月22日勤務していた旨回答及び陳述しているが、i) 上述の資格喪失届に添付されていた事由書において、請求者は役員同様にタイムカード等による勤怠管理を行っていない旨記載されていること、ii) 源泉徴収簿兼賃金台帳及び給与明細書において出勤日数等勤怠項目が記載されておらず、税理士は、請求者に係るタイムカード等の情報がなかった旨陳述していること、iii) 社会保険労務士及び税理士は、請求者の請求期間に係る勤務実態は不明である旨陳述していること、iv) 事業主は既に死亡し、元役員及び破産管財人は、勤務実態を確認又は推認できる資料を保管していない旨回答又は陳述していること、v) 請求者は、配偶者及び請求期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる従業員への照会を望んでいないことから、請求期間において、請求者に厚生年金保険の被保険者となる勤務実態があったことを確認又は推認することができない。

このほか、請求期間において、請求者に厚生年金保険の被保険者となる勤務実

態があったことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできないことから、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日、請求期間②及び③に係る厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。